小樽市立朝里中学校いじめ防止基本方針

令和５年５月１２日改定

１　はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせる恐れがあるものであり、決して許されるものではありません。

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したもの、暴力行為や不登校へと発展するものなど多様で複雑化しており、一人の教員や保護者だけでは解決が難しくなっています。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し、組織的に取り組むことが必要です。

生徒が安全・安心で、意欲をもって充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるもの」「いじめ見逃しゼロ」という認識に立ち、いじめの防止と早期発見・早期対応を図るため、「小樽市立朝里中学校いじめ防止基本方針」に基づき、全職員で組織的に対応します。

※根拠法令等

◎いじめ防止対策推進法　　◎いじめ防止等のための基本的な方針
◎北海道いじめの防止等に関する条例　　◎北海道いじめ防止基本方針
◎小樽市いじめ防止対策推進条例　　◎小樽市いじめ防止基本方針　等

２　いじめの理解

（１）定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※　生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」や「多様な背景をもつ生徒」等、配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（２）いじめの内容

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥かしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
  （本人が気付いていない中での行為も含む。）

※　いじめのうち、犯罪行為等の重大な事案は、警察への相談又は通報を行うことが想定される。
（強制わいせつ、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝、児童ポルノ提供等）

３　いじめの防止等について

（１）いじめの防止に向けた日常的な取組

・全ての生徒が「自分が必要とされる存在」であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるよう発達支持的な生徒指導に努め、日頃の生徒の観察やふれあいを通して実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は、迅速に教職員間で情報を共有する。

・日常の学習活動を通して、生徒のよさや可能性を認め、共感的な態度で接する。

・日頃の授業や道徳、特別活動等において、思いやりの心を育む教育を行うとともに、生徒会等において、いじめ防止運動を行うなど、生徒が主体的に活動を進めることができるよう指導する。

・生徒会や学年委員会などを活用し、生徒の主体的・内面的な部分から「いじめは人間として絶対に許されないもの」という雰囲気を醸成する。

（２）いじめの早期発見・早期対応、及び再発防止に向けた取組

・教育相談により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、親身な指導を行う。また、家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小樽市教育支援センター等と連携し、指導助言を得ながら、生徒が自ら考え、行動し、変容できることを目指して指導に当たる。

・毎月アンケート調査を行い、巡回や観察等では認知できないいじめについて把握する。

・訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、「いじめ防止対策委員会」により指導方針を明確にし、全教職員で共通認識・理解を図る。

・いじめを受けた生徒やその保護者へ学校の指導方針等を示し、理解を得るとともに、心のケアに当たる。いじめをした生徒に対して個別指導を行い、動機等を把握し、受容と共感に基づきつつ、再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、不安や悩みを抱える生徒への解消へ向けたケアを行う。

・「けんか」や「ふざけあい」であっても、背景にある事象の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（３）指導力向上等の取組

・校内研修等において定期的に生徒の情報交換を行い、気になる生徒について教職員全員で共通認識するとともに、指導方針・方法について協議し対応に当たる。また、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力の向上に努める。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

・学校だよりや学級だより等を活用し、スマートフォンやインターネットの正しい利用、フィルタリングの設定などについて啓発する。

・各教科や特別活動等において、スマートフォンやインターネットの正しい利用について指導するとともに、外部から講師を招聘し情報モラル教室を開催する。

・定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断される場合は、直ちに警察への通報や関係機関への相談等適切に援助を求める。

（４）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。但し、必要に応じ、被害生徒と、加害生徒との関係修復状況など、他の事情も勘案して判断する。

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるも

のを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、小樽市教育委員会、又は、「いじめ防止対策委員会」の判断によりより長期間の期間を設定する。教職員は、相当に期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点を発生時から３か月後とし、その時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者の他、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー等を含めた組織で判断することが重要と考える。

※ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

４ いじめの防止に向けた方針

「いじめ見逃しゼロ」を目指し、豊かな人間関係を築く教育を行います

（１）学校は、生徒の人格が尊重され、安心して過ごせる居場所づくりが必要であることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

（２）生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう、道徳教育や人権教育、いじめの未然防止教育を充実させながら、指導、支援を行う。

（３）いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

（４）情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート７」等を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組む。

（５）相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、生徒一人一人の状況の把握を組織的に行う。

（６）いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

（７）いじめの問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

（８）いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては、事情を確認した上で、いじめ

が行われていた場合には、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。

（9）保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

（10）教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。「いじめ防止対策委員会」において、情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。

（11）教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が生徒に大きな影響力をもつとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしない。

5　いじめの防止等のための取組

・いじめ防止対策推進法第１３条に基づき以下の基本方針を策定し、いじめの防止、早期発見・早期対応に関する措置を実効的に、さらに組織的な対応を行うため「いじめ防止対策委員会」を中心として校長のリーダーシップの下、教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、本校の実情に応じ以下の対策を推進する。

・いじめが起きにくい、いじめを見過ごさない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行う。

・いじめの情報共有（いつ、どこで、誰が、何をどのようにしたか、そのとき当事者はどう感じたか）

・アンケート調査（毎月）、個人面談の実施、結果の検証、組織的な対処方法の設定。

6　いじめ防止に向けた組織づくり

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となることから、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなど、より実効的な組織で対応する。

7　重大事態への対処

・　重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態発生の防止に努める。

朝里中学校では、全スタッフが「いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも発生する」「いじめ見逃しゼロ」という認識に立ち、いじめが発生した場合は、迅速かつ誠実に、組織的に対応し早期解決を目指します。

当事者である生徒の気持ちや不安はもちろん、彼らの後ろにいる「子を思う親の気持ち」の理解に努め、真摯に対応します。

「いじめにより登校が不安」「いじめにより学級に入るのが不安」と感じる生徒に対しては、自宅からのオンライン学習や、校内の別室からのオンライン学習、個別学習サポート、校内でのカウンセリング等を通じて、安心して以前の学校生活に戻れるまで、組織的なサポートを行います。

朝里中学校職員は、授業や休み時間、部活動、委員会活動、学校行事等、様々な場面において、生徒が安心して学び生活できる学校づくりに尽力します。

・いじめ防止等の対策のための組織

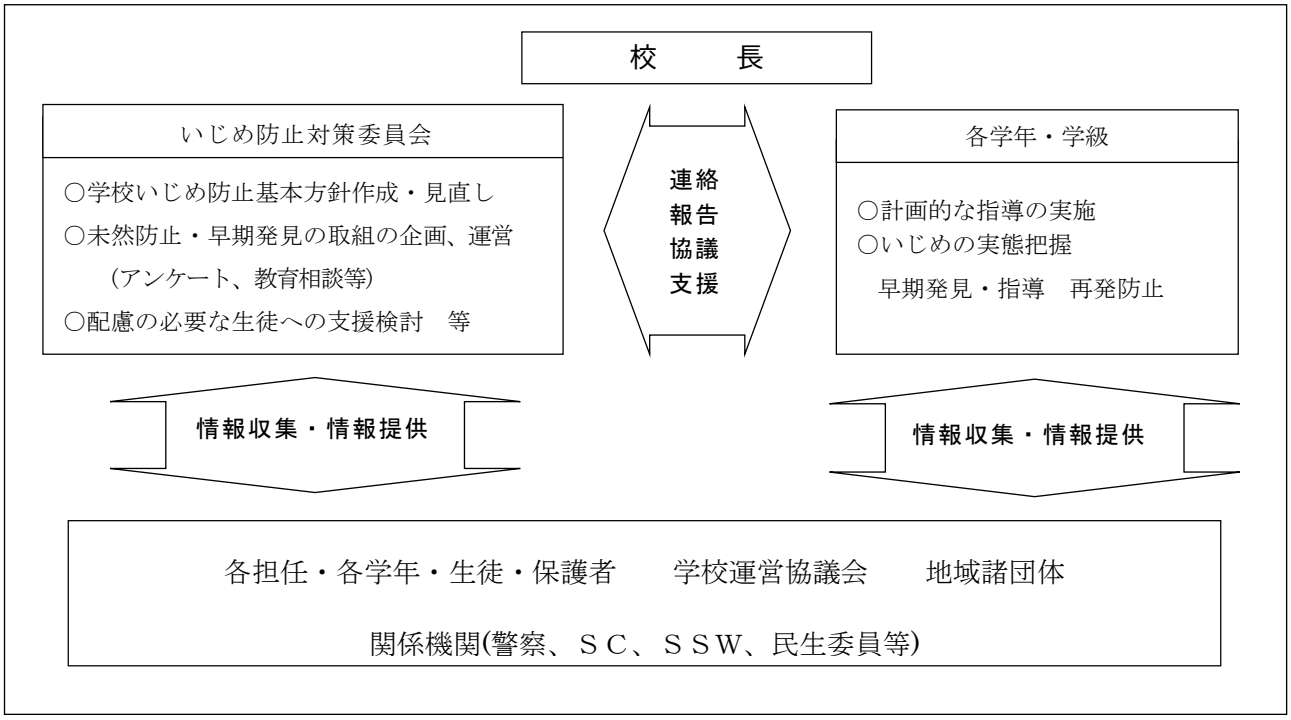
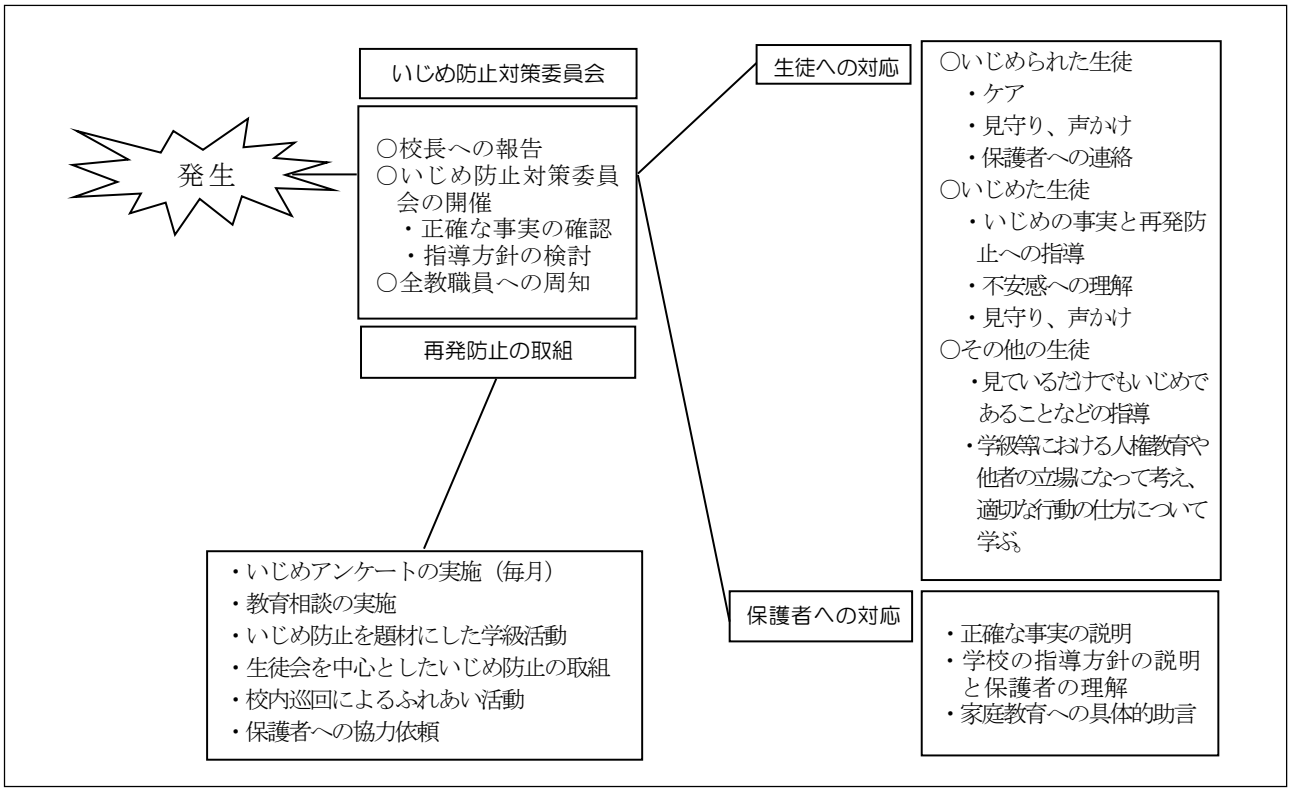
・いじめ対応の流れ